

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	国民年金関連事務評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本事務の遂行のため利用するシステムにおいて特定個人情報ファイルを保持するにあたり、システム操作者の限定・第三者による不正利用防止等の対策、媒体等による特定個人情報ファイルの携帯を禁止する等、厳格に特定個人情報ファイルを保護し、情報漏えいを防止する対策を徹底することを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

北海道浜中町長

公表日

平成28年12月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法に基づき、国民年金に係る裁定請求及び各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行い、記載の事務において、特定個人情報ファイルを取り扱う。
③システムの名称	国民年金システム、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条1項及び別表第一の31の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長	町民課長 渡部 直人
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	浜中町(総務課情報管理係) 厚岸郡浜中町霧多布東4条1丁目35番地1 0153-62-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	浜中町(総務課情報管理係) 厚岸郡浜中町霧多布東4条1丁目35番地1 0153-62-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年12月22日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年12月22日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

